

みやづU I ターンサポートセンター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮津市の区域内(以下「市内」という。)に存在する空き家等を活用し、市内へのU I ターンを希望する者を支援するみやづU I ターンサポートセンター事業について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 店舗及び個人が居住を目的として建築した住宅(当該住宅に付帯する農地を含む。)で現に利用されていないもの(利用されなくなることが見込まれるものを含む。)をいう。ただし、分譲を目的とするものは除く。
- (2) 宮津市空き家等情報バンクシステム 市内に存在する空き家等の売買、賃貸を希望する物件の情報を登録し、当該情報を市内への定住を目的として空き家等の利用を希望する者に公開する仕組みをいう。
- (3) 所有者等 空き家等に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、みやづU I ターンサポートセンター事業以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(みやづU I ターンサポートセンターの設置)

第4条 市長は、市内へのU I ターンを希望する者を総合的に支援するため、みやづU I ターンサポートセンター(以下「U I ターンセンター」という。)を宮津市役所自立循環型経済社会推進室まちづくり係内に置くものとする。

(U I ターンセンターの業務)

第5条 U I ターンセンターの業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 空き家等の登録に関する業務
- (2) 空き家等の利用希望者の登録に関する業務
- (3) 空き家等の情報提供に関する業務
- (4) 空き家等の活用方策に関する業務
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(空き家等の登録申込み等)

第6条 宮津市空き家等情報バンクシステムに空き家等を登録しようとする所有者等(以下「空き家等登録希望者」という。)は、宮津市空き家等情報調査票を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により宮津市空き家等情報調査票の提出があったときは、市内の宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第1項第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。)の協力を求め、登録に必要な調査を実施し、次に掲げる要件を満たす場合は、宮津市空き家等情報バンクシステムに登録するものとする。ただし、当該空き家等登録希望者が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の構成員等(以下「暴力団関係者」という。)であると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 空き家等の売買及び賃貸を生業としない者の所有である物件
- (2) 相続及びその他所有権以外の権利の設定がある場合は、登録に関して権利を有する者の承諾が得られている物件
- (3) 共有名義の場合は、登録に関して各名義者の承諾が得られている物件

3 市長は、前項の規定により宮津市空き家等情報バンクシステムに登録したときは、宮津市空き家等情報バンクシステム登録書により当該空き家等登録希望者に通知するものとする。

(空き家等の登録事項の変更の届出)

第7条 前条第3項の通知を受けた者(以下「空き家等登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、遅滞なく宮津市空き家等情報バンクシステム登録事項変更届出書を市長に提出しなければならない。

(登録物件の抹消)

第8条 市長は、空き家等登録者等から宮津市空き家等情報バンクシステム登録抹消依頼書が提出されたとき、又は空き家等登録者が所有者等でなくなったとき(前条の規定に基づき空き家等登録者を変更する場合は除く。)は、宮津市空き家等情報バンクシステムにおける登録を抹消するとともに、宮津市空き家等情報バンクシステム登録抹消通知書により当該空き家等登録者等に通知するものとする。

(利用希望者の登録申込み等)

第9条 宮津市空き家等情報バンクシステムを利用しようとする者(以下「空き家等利用希望者」という。)は、宮津市空き家等情報バンクシステム利用登録申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により宮津市空き家等情報バンクシステム利用登録申込書の提出があったときは、その内容を確認し、次に掲げる要件を満たす場合は、宮津市空き家等情報バンクシステム利用者登録台帳(以下「空き家等利用者台帳」という。)に登録するものとする。ただし、当該空き家等利用希望者が暴力団関係者であると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 自ら空き家等に居住しようとする者、又は、空き家等を地域の活性化のために活用しようとする者
- (2) 地域、団体等で定められた又は慣行となっている役務等がある場合には、当該役務等に参加し、協力しようとする者
- (3) 空き家等の転売及び転賃を目的としない者

3 市長は、前項の規定により空き家等利用者台帳に登録したときは、宮津市空き家等情報バンクシステム利用希望者登録書により当該空き家等利用希望者に通知するものとする。

(利用登録事項の変更の届出)

第10条 前条第3項の通知を受けた者(以下「空き家等利用希望登録者」という。)は、空き家等利用者台帳に登録した事項に変更があったときは、遅滞なく宮津市空き家等情報バンクシステム利用登録事項変更届出書を市長に提出しなければならない。

(空き家等利用者台帳の登録の抹消)

第11条 市長は、空き家等利用希望登録者から宮津市空き家等情報バンクシステム利用登録抹消依頼書が提出されたとき、又は空き家等利用希望登録者が次のいずれかに該当するときは、空き家等利用者台帳の登録を抹消するとともに、宮津市空き家等情報バンクシステム利用登録抹消通知書により当該空き家等利用希望登録者に通知するものとする。

- (1) 第9条第2項の要件を満たさなくなったとき。

(2) 空き家等を利用することにより、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 登録内容に虚偽があったとき。

(情報提供)

第12条 市長は、空き家等登録者及び空き家等利用希望登録者に対して、必要に応じ有用な情報を提供するものとする。

(媒介)

第13条 空き家等利用希望登録者は、空き家等登録者との媒介を希望するときは、宮津市空き家等情報バンクシステム空き家等賃貸・売買媒介申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により宮津市空き家等情報バンクシステム空き家等賃貸・売買媒介申込書が提出されたときは、市内の宅地建物取引業者に当該媒介の事務を依頼するものとする。

3 市長は、前項の媒介の事務に関与しないものとする。

(業務の委託)

第14条 市長は、みやづUIターンサポートセンター事業に係る業務の一部を委託することができる。

(個人情報の取扱い)

第15条 空き家等登録者、空き家等利用希望登録者及び宅地建物取引業者は、この要綱に基づき知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。